

「江坂公園及び吹田市立江坂図書館魅力向上事業公募設置等指針、  
並びに江坂公園及び吹田市立江坂図書館指定管理者募集要項」等の  
補足説明について

本年8月に事業者募集を開始し、1者から応募がありました。しかし、応募書類の要件審査を行った結果、募集要項の失格事由に該当したため選定の対象から除外しました。そこで、応募団体、現地説明会参加事業者、質問・再質問提出事業者に対し、不参加理由等のヒアリングを実施したところ、主に6つの課題が挙げられました。これらの課題に対し、以下のとおり補足説明します。

項目	課題	補足説明
指定管理における市と指定管理者のリスク分担	指定期間が長期であるにもかかわらず、「物価等の変動」に係る負担者が指定管理者となっている。	「物価等の変動」に係る負担者は指定管理者ですが、想定を超える物価変動や社会情勢等による変化が生じた場合は、協議により指定管理委託料を見直すことがあります。
指定管理におけるパークセンター（公園管理事務所）の開館時間及び休館日	江坂図書館と同一とする必要があり、負担が大きい。	パークセンター（公園管理事務所）の開館時間及び休館日は、江坂図書館と同一とする必要はありませんので、本公園の魅力向上及び市民サービス向上を図るため、公募対象公園施設等の管理運営計画も踏まえ、提案してください。
指定管理における管理運営体制	各役職の職員の兼務が可能であるか否かが不明確である。	各役職に必ず1名以上の職員を配置する必要はなく、役職間によっては、職員の兼務が可能です。 具体的には、副総括責任者が図書館及びパークセンターの窓口リーダーを兼務することや、公園及び図書館の窓口業務と施設管理業務（保安警備業務も含む）に従事する職員は、各業務間の兼務も可能です。
指定管理における修繕	毎年度の予算額が定められているが、対象範囲が不明確である。	対象範囲は、施設修繕に限定するものではなく、補植、遊具等塗装、公園灯工事など、協議により決定します。また、既設公園灯299基のうち、LED化等の改修を行う必要があるものは、協議により決定します。 なお、執行額が予算額に満たない場合は、指定管理委託料の清算を行うこととしていますが、適正管理を趣旨とするものですので、適切に業務を執行してください。
指定管理における江坂公園管理運営業務	要求水準が不明確である。	執行頻度を「適宜」としている業務は、日常的・定期的に執行する必要はありません。安全・安心・快適な公園利用環境を確保するため、点検結果や苦情・要望等に応じて執行してください。
	執行方法が不明確である。	剪定、草花植付、敷洗い清掃、園内落ち葉清掃、公園等清掃、便所清掃等の各業務の執行方法は、必ずしも委託（別途業務）により執行する必要はなく、直営による巡回作業の中で一連の作業として対応することも可能です。